（新介護保険法第七十条の二第四項において準用する新介護保険法第七十条第二項第一号等の規定に基づく条例に関する経過措置）

第二十二条　施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第七十条の二第四項において準用する新介護保険法第七十条第二項第一号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。

2　施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第七十八条の十二において読み替えて準用する新介護保険法第七十八条の二第四項において準用する新介護保険法第七十八条の二第四項第一号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に対する新介護保険法第七十八条の十二において読み替えて準用する新介護保険法第七十条の二第四項において準用する新介護保険法第七十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「二十九人以下であって市町村の条例で定める数であるもの」とあるのは、「二十九人以下であるもの」とする。

3　施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第七十八条の十二において読み替えて準用する新介護保険法第七十八条の二第四項において準用する新介護保険法第七十八条の二第四項第一号及び新介護保険法第七十八条の十四第三項において読み替えて準用する新介護保険法第七十八条の二第四項第一号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、新介護保険法第七十八条の十二において読み替えて準用する新介護保険法第七十条の二第四項において準用する新介護保険法第七十八条の十四第三項において準用する新介護保険法第七十八条の二第五項及び新介護保険法第七十八条の十四第三項において準用する新介護保険法第七十八条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該市町村の条例で定める者とみなす。

4　施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第八十六条の二第四項において準用する新介護保険法第八十六条第一項の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間における当該都道府県に係る新介護保険法第四十八条第一項第一号の指定に対する新介護保険法第八十六条の二第四項において準用する新介護保険法第八十六条第一項の規定の適用については、同項中「三十人以上であって都道府県の条例で定める数であるもの」とあるのは、「三十人以上であるもの」とする。

5　施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第百十五条の十一において読み替えて準用する新介護保険法第七十条の二第四項において準用する新介護保険法第百十五条の二第二項第一号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。

6　施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第百十五条の二十一において読み替えて準用する新介護保険法第七十条の二第四項において準用する新介護保険法第百十五条の十二第二項第一号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該市町村の条例で定める者とみなす。

（指定都市及び中核市に関する経過措置）

第二十三条　改正法の施行の際旧介護保険法の規定により都道府県知事がした指定等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）で現にその効力を有するもの又は施行日前に旧介護保険法の規定により都道府県知事に対してなされた申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、施行日以後において改正法附則第十九条の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の市長（以下この条において「指定都市等の市長」という。）が処理し又は管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、指定都市等の市長のした処分等の行為又は指定都市等の市長に対してなされた申請等の行為とみなす。

（施行日以後に旧特定施設に入居をした介護保険の被保険者等についての平成十八年旧介護保険法等の規定の適用の特例）

第二十四条　施行日以後に旧特定施設に入居をした介護保険の被保険者に対する健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（第二十七条において「平成十八年旧介護保険法」という。）第十三条第一項の規定の適用については、同項第二号中「特定施設」とあるのは、「特定施設（有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの（特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十一条第一項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）」とする。

第二十五条　施行日以後に改正法附則第二十七条の規定による改正前の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。第三十条において「旧国保法」という。）第百十六条の二第一項第六号に掲げる特定施設（改正法附則第二十七条の規定による改正後の国民健康保険法（第二十八条において「新国保法」という。）第百十六条の二第一項第六号に掲げる特定施設に該当するものを除く。第三十条において「旧特定施設」という。）に入居をした国民健康保険の被保険者に対する健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十四条の規定による改正前の国民健康保険法第百十六条の二第一項の規定の適用については、同項第六号中「特定施設」とあるのは「特定施設（老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの（特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一条第一項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）」と、「同条第二十二項」とあるのは「同法第八条第二十二項」とする。

第二十六条　施行日以後に改正法附則第三十四条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。第三十一条において「旧高齢者医療確保法」という。）第五十五条第一項第五号に掲げる特定施設（改正法附則第三十四条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（第二十九条において「新高齢者医療確保法」という。）第五十五条第一項第五号に掲げる特定施設に該当するものを除く。第三十一条において「旧特定施設」という。）に入居をした後期高齢者医療の被保険者に対する健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項の規定の適用については、同項第五号中「特定施設」とあるのは「特定施設（老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの（介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一条第一項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）」と、「同条第二十二項」とあるのは「同法第八条第二十二項」とする。

（介護療養型医療施設に入所をしていた介護保険の被保険者等の特例）

第二十七条　平成十八年旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設（以下「介護療養型医療施設」という。）に入所をしていた介護保険の被保険者であって、平成三十年四月一日前に新介護保険法第十三条に規定する他の市町村が行う介護保険の被保険者とされているものについては、同日以後引き続き住所地特例対象施設（同条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）に入所等をする場合又は同日に住所地特例対象施設に入所等をすることにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる場合については、同日以後もなお従前の例による。